

【地方税法等の一部を改正する法律等により令和5年4月1日施行を予定している船橋市市税条例の内容】

個人市民税

- ① 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例
(船橋市市税条例附則第8条)

肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長。
(令和6年度→令和9年度)

<制度の概要>

肉用牛生産農家の経営強化を目的としたもので、指定を受けた食肉卸売市場などで肉用牛を売却したとき、1頭あたり100万円(交雑種80万円、乳用種50万円)未満であり、年間の売却頭数が1,500頭以内であるときは、住民税の所得割が免除となる。

- ② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例
(船橋市市税条例附則第17条の2)

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長。(令和5年度→令和8年度)

<制度の概要>

特定の事業(例、優良建築物の建築事業、公共施設整備を伴う宅地造成事業等)を行う事業者に対し、所有期間が5年を超える土地又は土地の上に存する権利を譲渡した場合、譲渡益の2,000万円以下の部分に対する住民税の所得割の税率が、5%から4%に軽減される。

軽自動車税

① 軽自動車税の種別割の税率の特例

(船橋市市税条例附則第16条)

軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の期限を3年間（25%軽減の対象については2年間）延長

<制度の概要>

グリーン化特例（軽課）とは、排ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車の普及を促進するため、軽自動車税の種別割の税額を軽減する特例措置。

取得期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年延長）

特例割合		適用対象車
軽課 (取得翌年度)	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車
	50%軽減	2030年度基準90%達成（ <u>営業用乗用車のみ</u> ） →令和7年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
	25%軽減	2030年度基準70%達成（ <u>営業用乗用車のみ</u> ） →令和6年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。

※上記に加え、一定の排ガス性能及び2020年度燃費基準達成が必要。

その他規定の整備

(船橋市市税条例第48条、第50条、附則第10条、第10条の2、第10条の3、第16条の2)

地方税法施行規則様式の追加及び地方税法等の改正（項ずれ等）による規定の整備